

平成二十三年七月十九日受領
答弁第三一四号

内閣衆質一七七第三一四号

平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出中国企業による東シナ海ガス田「白樺」の一方的な掘削に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出中国企業による東シナ海ガス田「白樺」の一方的な掘削に関する質問に対する答弁書

一について

東シナ海における日中間の協力についての平成二十年六月十八日の合意（以下単に「合意」という。）は、日中間で排他的経済水域及び大陸棚の境界がいまだ画定されていない東シナ海を平和・協力・友好の海とするとの日中両国首脳間の共通認識を実現するための第一歩として、境界画定が実現するまでの過渡的期間における、双方の法的立場を損なわないことを前提とした協力について合意したものである。具体的には、東シナ海の北部において共同開発を行うこと、白樺油ガス田の中間線中国側において中国側が既に開発に着手した場所における開発に日本法人が参加すること、これらに関する必要な国際約束を締結することを主な内容としている。

二について

外交上のやり取りに係る詳細について明らかにすることは差し控えたいが、御指摘の報道に関し、中国政府からは当該報道の内容は事実ではない旨説明があった。

三について

政府としては、平素から東シナ海を含む我が国周辺海域の状況を注視しており、御指摘の期間において、白樺油ガス田における中国側動向についても注視してきている。